

岩手県告示第549号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 紫波郡紫波町土館地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年6月15日から令和6年1月26日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 2級基準点測量及び3級水準測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市羽場、下飯岡、永井及び紫波郡矢巾町大字赤林
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年10月30日から同年12月20日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 用地測量